

介護老人保健施設 愛宕の里のご案内

<・介護保健施設入所・短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーション>

1. 施設の概要

(1).施設の名称等

施設名	老人保健施設 愛宕の里	開設許可年月日	平成 3年 3月30日
所在地	〒959-1707 新潟県五泉市村松1409番地1		
電話番号	0250(58)6891	ファックス番号	0250(58)6893
管理者名	西 卷 正 (愛 宕 の 里 施 設 長)		
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (事業者番号 1551780008)		

(2).目的と運営方針

介護老人保健施設は、要支援または要介護状態と認定された利用者様に対して、介護保険法令の趣旨に沿って、利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者様の居宅における生活への復帰を目指した介護保険サービスを提供します。

愛宕の里は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるように、また1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整など、退所時の支援を行い、安心して退所していただけるよう努めます。

《介護保健施設入所》

施設入所では、要介護状態と認定された利用者様に対して施設入所していただきまして、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者様の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供します。また、家庭及び地域社会と連携を図るとともに、在宅に向けた居宅介護サービス(通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)との連携を持って、利用者様へのサービス向上に努めます。

《短期入所療養介護》

短期入所では、居宅の要介護状態と認定された利用者様に対して、施設入所同様にして短期間のお世話により、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

《通所リハビリテーション・介護予防 通所リハビリテーション》

通所サービスでは、利用者様の居宅における日常生活の維持を目指した居宅介護サービスとして要支援者には介護予防通所リハビリテーションを、要介護者には通所リハビリテーションを提供します。ここでは、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図ります。

- (1).利用者様が安心して生活できる家庭的な雰囲気、家庭の延長という環境を提供します。
- (2).利用者様への医療ケアと看護、生活意欲の促進を目指した介護サービスを提供します。
- (3).利用者様の生活機能の改善を目指してリハビリテーションを行い、自立を支援します。
- (4).利用者様のご家族・ご家庭との結びつきを大切に、また地域との連携を密にして、レクリエーション等の行事を通してコミュニケーションに心がけます。

(3).施設の職員体制 (数字は、定員・体制基準からの員数で、本員数以上を配置)

職 種	施設入所サービス			業務内容 等	通所リハビリテーション
	常勤	非常勤	夜間		(常勤)
管 理 者	1			施設運営全体の総括・管理	施設常勤
医 師	1			施設療養全体の管理・責任者	施設常勤
看 護 職 員	9		2	介護保険サービス計画に沿う看護・介護	施設常勤
介 護 職 員	22			介護保険サービス計画に沿う介護	2
支 援 相 談 員	1			処遇・苦情相談、レク指導、機関連携	
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	3			介護保険サービス計画に沿う機能訓練 医師の指示によるリハビリ業務 機能訓練評価	施設サービス兼務
管 理 栄 養 士	1			献立作成、嗜好調査栄養管理・指導	施設常勤
介 護 支 援 専 門 員	1			介護保険サービス計画の作成、課題把握	
薬 剤 師	—			調剤、服薬指導 (協力病院薬剤師)	
事 務 職 員 其 他	2			一般・利用料等請求事務、施設管理	

(4).入所定員及び設備並びに施設の体制等

《介護保健施設入所》

入 所 定 員	90 人			
療養室	4 人 室	19 室 (1 室 32~35 m ²)	診察室	1 室 (18 m ²)
	2 人 室	5 室 (1 室 16~17 m ²)	食堂・談話室	オープンスペース (195 m ²)
	個 室	4 室 (1 室 16 m ²)	機能訓練室・レク室	オープンスペース (142 m ²)
浴 室	一 般	1 室 浴槽 2 槽	理美容室	1 室 (10 m ²)
	特 別	1 室 器械浴槽 2 基	家族介護教室	1 室 (24 m ²)
夜間勤務条件体制	夜勤基準型		サービス提供体制強化	あり
栄養マネジメント体制	あり			

《短期入所療養介護》

入 所 定 員	介護老人保健施設の入所定員 (90 人) 及び療養室の定員を超えない数とする。すなわち、この利用数を介護老人保健施設の入所者とみなした場合に、介護保健施設入所の定員を超えない数です。
通常送迎実施地域	五泉市
そ の 他	《介護保健施設入所》に準ずる

《通所リハビリテーション》《介護予防 通所リハビリテーション》

通所リハビリテーション定員	12 人			
通所用ディールーム	オープンスペース (20 m ²)	浴 室	一 般	1 室 浴槽 2 槽
通 所 用 食 堂	オープンスペース (20 m ²)		特 別	1 室 器械浴槽 2 基
機能訓練室・レク室	オープンスペース(142 m ²)	送 迎 車 両	2 台 (リフト式)	
送 迎 体 制	あり (一部の地区、時間等に制限あり)			
営 業 日	平日のみ (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休日)			
営 業 時 間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			
通常 の 事 業 実 施 区 域	五泉市			

2, サービスの内容

《介護保健施設入所》

- ①施設介護サービス計画の立案：「MDS－RAP s」又は「MDS－HC」を使用して作成します。
- ②食事：保温食器による適温給食とし、食堂での食事、食事時間は次の通りを原則とします。
朝食 7時 45分～8時 25分、昼食 12時 00分～12時 40分、夕食 17時 20分～18時 00分
- ③入浴：週に最低 2 回の入浴(一般浴槽や特別器械浴槽)をします。(身体状況により清拭に変更)
- ④医学的管理・看護：入院の必要のない要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤し、利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ⑤介護：どのようなサービスを提供すれば家庭に戻れる状態になるかという施設サービス計画に基づき実施します。(着脱衣、排泄、食事等の介助、オムツ交換、体位変換等)
- ⑥機能訓練：施設サービス計画による機能訓練を、原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。
- ⑦相談援助サービス：入所・退所の相談、ご利用中の要望や苦情、ご家庭での介護の問題、利用料等の費用についての相談などは支援相談員が担当します。
- ⑧利用者が選定する特別な食事の提供については、別途料金をいただいて提供します。
- ⑨理美容サービス：指定曜日に理美容室を開き、サービスを実施します。別途料金です。
- ⑩レクリエーション：季節行事や誕生会、家族交流会、ボランティア慰問など計画します。
- ⑪行政手続代行：当施設にて受付けますので、ご希望の際はお申し出ください。(費用負担が生じる場合があります)
- ⑫その他：これらのサービスの中には、ご利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただく場合もありますので、問い合わせなど具体的にご相談ください。

《短期入所療養介護》

- ①短期入所療養介護計画を作成し、居宅介護サービスを提供します。
- ②食事、入浴、機能訓練等々《介護保健施設入所》の内容とほぼ同様に、妥当適切に行います。

《通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション》

- ①通所リハビリテーション計画を作成し、居宅介護サービスを提供します。
- ②食事：通所者用食堂での食事とし、他は《介護保健施設入所》に準じます。
- ③入浴：介護サービス計画により入浴(一般浴槽や特別器械浴)をします。
心身、状態に応じて入浴介助体制及び特別入浴体制があります。
- ④機能訓練：介護サービス計画による機能訓練を、原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。
- ⑤相談援助：利用に関わる相談や行政関連の相談、ご家庭での介護の問題など支援します。
- ⑥教養娯楽等については、施設入所利用者様と同様に処遇します。

《介護予防 通所リハビリテーション》

- ①介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、居宅介護サービスを提供します。
サービス提供できる日が限られている事をご承知おき下さい。
- ②送迎、食事、入浴、機能訓練などは介護予防通所リハビリテーション計画によります。
- ③その他：利用者様の利用費用は介護予防給付扱いとなり、月単位となります。

3, 利用料金について (別途、利用料金表について説明と同意をいただきます)

4, 料金のお支払い等について

- ① 利用料は基本料金とその他の料金からなり、利用したサービスの対価として計算します。
- ② 利用料金 (自己負担金) は月末に清算し、翌日 10 日までに請求書を作成します。
請求書等の取り扱いは、送付先の指定等の意志表示がなければ当施設に保管し手渡します。
当該請求書額は、請求書発行日の月末までに支払うものとします。
なお、支払いの方法等は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- ③ 利用料金の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。
- ④ 利用料に定めない、利用者様個人が所有を希望するもの (例えば車椅子・エアーマット等) が発生した場合はご家族様等と協議して、その都度支払うものとするか、②の請求とは別に請求書を作成する等、支払い方法を決めます。

5, 協力医療機関等

	協力病院医療機関	協力歯科医療機関
名 称	五泉中央病院	佐藤歯科医院
住 所	五泉市太田 489 番地 1	五泉市村松乙 633 番地
電 話	(0250)47-8150	(0250)58-6251

6, 施設の利用にあたっての留意事項

- ① 施設利用中の食事：特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。食費は別紙利用料金表に規定されておりますが、同時に、施設はご利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任していただきます。
- ② 面会：利用者様への面会は午前 9 時から午後 9 時までとし、面会のときはその都度、事務室へ申し出るか、サービスステーションに申し出て所定の手続きを行って下さい。
- ③ 外出・外泊：外出や外泊をする場合は、必ず職員に申し出て許可を受けて下さい。
- ④ 飲酒および火気の取り扱い (禁煙)：原則として飲酒はできません。また、施設内は全館禁煙です。
- ⑤ 設備・備品の利用：施設内の設備や備品は丁寧に扱って下さい。破損時には弁償をお願いすることもあります。
- ⑥ 所持品・備品等の持込み：万一事故にあわれても責任を負いかねますので、許可された以外の物品は持込まないで下さい。ペットの持込みは厳禁です。はさみ・裁縫道具等の危険物となり得るものの持込みはご相談下さい。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理：金銭は持ち込まないで下さい。貴重品は盗難予防のため取扱いに充分注意して下さい。
- ⑧ 外出・外泊時の施設外の受診：外出・外泊時における施設外での受診はしないで下さい。受診が必要な場合は、事前に施設へ連絡下さい。場合によっては、医療保険のきかない自由診療となり、多額の診療費を利用者の責任により、支払っていただくこととなります。
- ⑨ 受診：定期受診は原則ご家族様が付添いをして下さい。また、医療機関までの移動手段の手配もご家族様をお願いします。急変時の受診については、その都度ご相談させていただきます。
- ⑩ 宗教活動等：宗教活動・勧誘、政治活動、営利行為などは禁止します。
- ⑪ その他：入所者同士けんかや暴行などは避け、お互いに思いやりと気配りを持ちながら生活されるようお願い致します。

7, 介護実習生の受け入れについて

当施設におきましては、介護の実習生を受け入れております。その際、利用者様の個人情報が出ないよう指導・教育を徹底しておりますが、実習生を受け入れるに当たり何か不都合やご希望等ございましたら遠慮なく職員にお申しして下さい。

8, 非常災害対策

非常時の対応	別に定める「消防計画書」に基づき対応します。
隣接施設との対応	デイサービスセンター萬葉苑と災害時応援協定を結び、相互の災害時協力はもとより、協力して訓練しています。
消防訓練	年2回以上の避難、通報、消火訓練を実施（うち一回は夜間想定）
有する防災設備等	・自動火災報知設備・消防署への自動通報装置・スプリンクラー設備
	・屋内消火栓設備・非常放送設備・誘導灯・防火扉・非常用電源
	消防用設備の法定点検年2回実施、カーテン等は防災性能品を使用
消防計画等届出日	令和2年 8月 1日 防火管理者：施設課 齋藤 一紀

9, 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 真仁会	代表者役職・氏名	理事長 佐藤 弥生
本部所在地	〒959-1825 新潟県五泉市太田489番地1		
電話番号	0250(47)7915	ファックス番号	0250(47)8152
主 な 事 業	1. 五泉中央病院		
	2. 老人保健施設愛宕の里	介護老人保健施設、 (介護予防通所リハビリテーション)	短期入所療養介護
	3. 南部郷厚生病院		
	4. 五泉訪問看護ステーション		
	5. 愛宕の里在宅介護支援センター	在宅介護支援受託事業、居宅介護支援事業	

(2022.7.11)

10, その他

当施設については、パンフレット等を用意してありますので、ご請求下さい。